

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年7月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年7月18日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事

3 件名

公共施設再配置方針の策定について

4 報告結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 報告内容

・市の人口や年齢構成を意識しながら検討すること。
 ・再配置方針の策定は、学識経験者やアドバイザーは入れずに市の職員が行うのか。
 →白井市公共施設等総合管理計画は、審議会やコンサルタントを入れて策定しており、今回の方針は、その計画に即したものであることから、職員で策定できると考えている。なお、方針を踏まえて、来年度以降に策定する「個別施設計画」については、施設の具体的な計画となるため、地域の住民や利用者の意見を十分取り入れられるよう、市民参加を意識した計画の策定方法とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 行政経営改革課

件名	公共施設再配置方針の策定について					
内容	<p>市は、白井市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に即した個別施設計画を策定することとしており、国も個別施設計画を平成32年度末までに策定することを求めている。</p> <p>しかし、建築系公共施設については、学校教育施設を除いた施設の個別施設計画の策定方法が定まっていないことから、個別施設計画の策定自体が未着手の状態である。</p> <p>このことから、建築系公共施設の個別施設計画の策定に当たり、総合管理計画に即した市の統一された考え方と配置方針などを示すため、「（仮称）白井市公共施設再配置方針」（以下、「再配置方針」という。）を策定するので、その策定方法等について報告するものである。</p>					
部内会議や関係課等との調整結果 (主な意見・懸案事項)						
スケジュール	<p>平成30年8月 庁内検討組織設置</p> <p>8月～12月 庁内検討組織による方針の検討</p> <p>平成31年1月 職員プライベートコメントの実施</p> <p>再配置方針（案）の決定</p> <p>2月 パブリックコメント（議会説明）</p> <p>3月 再配置方針の決定</p> <p>4月 行政運営報告・広報しろい・市HP掲載</p>					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(平成31年2月)	広報・HP等	有	広報・市HP(平成31年4月)
	市民参加	有	パブリックコメント(平成31年2月)			
	報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等					
	関係課	施設担当課、管財契約課、企画政策課、財政課				
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)				

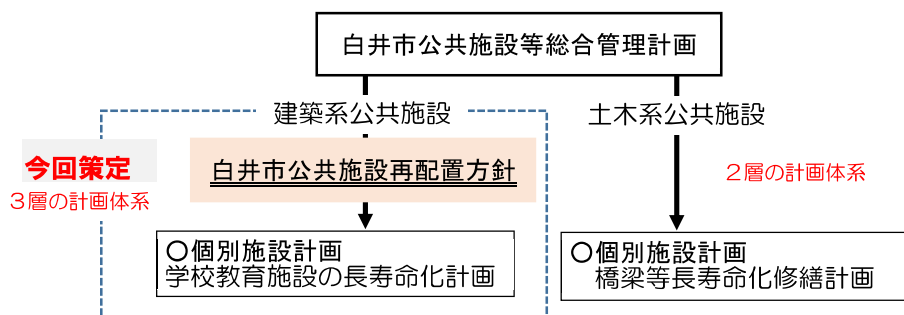
公共施設再配置方針の策定について

1 策定方法と理由

(1) 策定方法

建築系公共施設の個別施設計画の策定に当たっては、公共施設等総合管理計画に即した「(仮称)白井市公共施設再配置方針」(以下、「再配置方針」という。)を定めた上で、再配置方針を踏まえた個別施設計画を策定する。

なお、土木系公共施設の個別施設計画については、再配置を目的とするものではないことから、再配置方針の対象外とする。



(2) 策定の理由

建築系公共施設の個別施設計画の策定に当たっては、次の理由から、担当課が独自の基準で個別施設計画を策定する2層の計画体系でなく、あらかじめ、市の統一ルールとして再配置方針を定めた上で、再配置方針に基づいて個別施設計画を策定する3層の計画体系とする。

- ①市には、合併市のように同じ機能の施設が複数あるなど、明らかに廃止できる施設がないこと。
- ②市の公共施設は、建設時期が同じ時期に偏っていることから、同時に施設の老朽化が進行するため、老朽化による優先順位を付けにくいことや施設の利用率が老朽化と直接の関係がない場合が多いことから、老朽化だけを理由とした個別施設計画を策定することが難しいこと。
- ③市の公共施設は、1つの施設に複数の機能がある「公共施設の複合化」が進んでいるため、担当課の意見だけでは、施設の役割を見直すことができないこと。
- ④担当課は、施設の活用を推進する立場であることから、特別な理由がない限り、担当課の判断で、施設の総量(床面積)の削減を判断することは難しいこと。

2 再配置方針に記載する内容の例（案）

- 市の施設の総量の考え方
- 市の施設の建設や改修に関する考え方
- 個別施設計画の検討単位に関する考え方など
（「機能」としての公民館単位か、「複合施設」としてのセンター単位か、駅圏などの「地域」単位とするかなどの検討など）

3 再配置方針の策定方法

再配置方針案は、以下の手続きを経て策定し、行政経営戦略会議で決定する。

（1）職員参加

①庁内検討組織の設置

庁内検討組織（施設担当課及び企画財政担当課などで構成）を設置し、再配置方針案を検討する。

※今年度に策定する「公共施設の修繕計画」を検討する庁内検討組織と同一とする。

②プライベートコメント

庁内情報システムを利用し、再配置方針案について職員から意見を徴収する。

（2）市民参加

①パブリックコメント

再配置方針案について、平成31年2月に実施する。

4 策定時期

平成31年3月

5 再配置方針の周知方法

市ホームページ、広報しろい、議会への行政運営報告